HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	中世後期ドイツ国王裁判権の活動としての確認行為（１）
Author(s)	田口, 正樹
Citation	北大法学論集, 67(5), 1-36
Issue Date	2017-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/64416
Type	departmental bulletin paper
File Information	lawreview_vol67no5_01.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

論　説

中世後期ドイツ国王裁判権の活動としての確認行為（一）

田口正樹

目　次

はじめに
一．一三世紀後半から一四世紀初めまでの確認行為（一二七三－一三一三年）
二．ルートヴィヒ四世治世（一三一四－一三四七年）の確認行為

（以上本号）

三　カール四世本人による確認行為（一三四六－一三七八年）
四　カール四世のもとでの宮廷裁判所による確認行為
おわりに

はじめに

中世後期ドイツの国王宮廷における非訟事件の取り扱い事例について、一三世紀後半から一四世紀中頃までを対象に、前稿で論じた[1]。そこでも指摘したように、一四世紀後半に至るまで、両当事者が裁判の場に出頭して彼らの合意内容を宣言し確定するという純然たる非訟事件の事例よりも、既存の証書やその内容が国王宮廷において確認されるという事例がより多く見られる[2]。特に一四世紀半ば以降、宮廷において国王宮廷裁判所が公証的機能を果たし、特権状や他の裁判所の判決の確認を行う事例が多く見られることは、これまでの研究においても指摘されており[3]、最近のペーター・エストマンによる概説でも、証書の確認という活動は国王宮廷裁判所実務の重要な部分を占めていたと評価されている[4]。また、ベルンハルト・ディーステルカンプは、中世後期ドイツの国王裁判権における審級構造と上訴制度の成立を論じた近著で、宮廷裁判所によるラント裁判所判決証書の確認に複層的な手続を見出し、審級構造形成の萌芽としての意味を与えている[5]。すなわち、一四世紀後半のいくつかの例から見て、宮廷裁判所による確認は、単なる確認にとどまらず、先行するラント裁判所での手続と一体となった裁判手続を構成している。そこでは、ラント裁判所証書の確認だけでなく、新しい内容や指示が追加されるケースが見られる。このような点で、宮廷裁判所による確認行為は、上訴とは異な

る形ではあるが、ラント裁判所と宮廷の裁判所との手続上の連結を示しているというのである。

しかし、こうした指摘はあるものの、宮廷における確認行為に関して、包括的な研究はまだ行われていない。そこで本稿では、国王ルードルフ一世・フォン・ハープスブルクの即位（一二七三年）から皇帝カール四世の死（一三七八年）までの時期について、上述の諸研究が指摘する宮廷裁判所による確認行為だけでなく、国王本人による確認行為も含めて、紛争の解決に関連して宮廷で行われた確認行為全体を検討して、その展開状況を明らかにし、歴史的意義を考察する。史料的基礎は、前稿と同様、中世後期ドイツの国王裁判権の活動に関する史料要録である。(6)

その際、特に国王本人による確認行為については、考察対象となる事案の範囲を厳密に確定することは必ずしも容易ではない。第一に、以前の国王などが発行した証書を確認することは、そもそも中世の国王の基本的な統治行為に属しており、即位当初を中心に多数行われた。前記史料要録は、そうした確認のうち、何らかの紛争を背景としていると考えられるものを、国王裁判権の活動の一部として収録しているが、紛争状況の有無の認定は確実でない場合があり、また同じ当事者同士の間で長年対立関係が続くことがしばしば見られたことを考えれば、(7)ある時点での確認行為の背後に特定の紛争が見当たらなかったとしても、それが紛争と関係のない確認行為であると見ることが妥当でない場合も多いであろう。第二に、ある当事者同士が和解して紛争を終息させる際に、国王の前で両者が和解してそれを国王が証書を発行して宣言するという場合と、両者が和解してその内容を証書化するなどしたうえで、それを国王が確認するという場合との区別は、実際には流動的なこともしばしばである。特に、後述するように、後者の場合でも国王が和解の成立に関与する例が多く見られたのであるから、二つのタイプの区別は難しくなる。本稿では、このような問題点を念頭におきつつ、史料要録の編者が紛争解決と関係があると見なして収録した史料の中から、いったん成立した和解などを国王が事後的に確認していることが比較的明らかな事例を取り出して、検討を進めることとする。

一．一三世紀後半から一四世紀初めまでの確認行為（一二七三－一三一三年）

一

既に国王ルードルフ一世（在位一二七三－一二九一年）のもとで、成立した和解や、先行する紛争の解決策として実行された法的行為を、国王が確認ないし証書化する事例がいくつか知られる[8]。その際、確認が行われるに至った一つの理由としては、当事者同士が和解の効力を高めるために国王証書を得るべく合意していたという事情がある。一二七四年六月二七日にルードルフ一世がハーゲナウで発行した証書は、シュトラースブルク司教コンラートとロートリンゲン公フリードリヒの間の紛争が、介在した調停者たちの報告によれば、両当事者合意の上での和解に至ったと記す[9]。紛争は、コンラートの司教就任前に、公が、彼と彼の前任のシュトラースブルク司教ローレンツを捕えたことに起因するものであった[10]。国王は、このときコンラートと共に捕えられた者たちもこの和解を遵守することを述べた後[11]、もし彼らが和解を破ってロートリンゲン公に損害を与えた場合には国王によりアハトが科される旨を予告している[12]。これに先立ち六月七日にリヨンで出された司教と公の和解文書において、司教とその他の捕えられた者たちは、保証のために国王の証書を得ることを公に約束していた[13]。この約束にしたがって[14]、司教の求めにより国王証書が発行され、そこで国王が司教以外の者たちも和解に拘束されるべきことを確認し、その点をアハトによって補強しているのである。

しかし、よりしばしば見られるのは、当該和解や処分行為の成立に国王自身が関与していたという事情である[15]。一二七六年二月にルードルフ一世がニュルンベルクで発行した証書は、騎士コンラート・フォン・エンツベルク Konrad von Enzberg が国王の前で、シュヴァルツヴァルト北部のシトー派修道院マウルブロン Maulbronn のためにフォークタイにもとづく権利を放棄したことを伝えるが[16]、権利放棄は前年一二月に国王が同修道院に滞在していた際になされたものであった[17]。一二七九年三月にルードルフ一世はヴィーンで、コルマール市が同地のヨハネ騎士修道会の

ために一二七八年七月に行った権利放棄について、ヨハネ騎士修道会側の求めに応じて、挿入された放棄証書を確認した[18]。大印章 Majestätssiegel を付された確認証書によれば、両者の間で長年対立が続いた後、国王の働きかけによって市側は放棄に同意したのであった[19]。一二八四年六月、国王ルードルフは、バーゼル司教ハインリヒとメンペルガルト Mömpelgard 伯ライナルトの和解を、両者の求めに応じて確認し、ライナルトが発行した証書を、大印章付きの確認証書に挿入したが[20]、この件に関しては、そもそも国王は伯ライナルトに対して軍事遠征を行って、伯を屈服させており[21]、和解自体も国王の前で結ばれたのであった[22]。一二八五年五月の国王証書は、エルザスの国王都市オーバーエーンハイム Oberehnheim がアルブレヒト・デア・カーゲン Albrecht der Kagen に対して財産を譲渡したことを記しているが、この譲渡も国王の意を受けて行われたのであった[23]。一二八七年七月に国王はウルムから、プファルツのアルツァイ Alzey のトルッフゼス Truchsess に指示を出して、ライン宮中伯ルートヴィヒ（二世）との和解を遵守し、とりわけ最近国王自身によってヴォルムスで定められた、アルツァイ周辺の森林利用に関する規則を守るよう求めた[24]。ここでも、紛争解決に国王自身が関与していたことが知られる。

また、一二八四年一一月にシュパイアーで発した証書では、ルードルフ一世は、フィリップ・フォン・ボランデン Philipp von Bolanden の寡婦とアルツァイ市との間で同年九月に取り決められた和解を、和解証書の存在に言及しつつ確認しているが[25]、この和解も、国王の前で、また国王の意向に沿って、なされたものとされている[26]。実際、和解内容を伝える九月の証書によれば、国王とライン宮中伯ルートヴィヒ（二世）が指名した二人の仲裁人の決定が和解内容となっている[27]。国王が紛争解決を任せた人間が下した措置を、その後国王が確認するという、本稿でこれからしばしば目にすることになる類型の早期の例である。

この他、一二九〇年八月の国王証書は、ニュルンベルクのブルクグラーフ・フリードリヒがファルケンベルク

Falkenberg 城に関してシトー会のヴァルトザッセン Waldsassen 修道院と結んだ和解を認証している。[28] その翌日の証書で同城はブルクグラーフから修道院に質入れされた。[29] 国王は同修道院を保護下に置いてその所領の保全を何度か命じており、[30] この和解の成立にも国王が関与していたのかもしれない。[31]

更に、国王による確認の特別な類型として、和解証書に国王の印章を付すことを当事者が求めている場合がある。[32] 一二八一年一〇月にバーゼル司教ハインリヒとプフィルト Pfirt 伯テオバルト Theobald がコルマールで発行した証書は、プルントルート Pruntrut やエルスガウ Elsgau のフォークタイなどに関する彼らの合意を伝えるとともに、彼らが国王、フュルステンベルク Fürstenberg 伯ハインリヒ、ヴァルター・フォン・クリンゲン Walter von Klingen の三人に印章付与を求めたことを記しており、実際に彼らの印章が付されていたと思われる。[33] 一二八八年の一月ないし二月にマインツで出された国王証書も、ドラッヘンフェルス Drachenfels の騎士ルードルフとアンゼルムが、ヴォルムス司教およびヴォルムス市と彼らの和解証書を提示して、国王印章を付すよう求めたことを伝える。[34] 一二九〇年五月には、ヴェッティーン家の諸侯、テューリンゲンのラントグラーフ・アルブレヒトとその甥のマイセン辺境伯フリードリヒがエアフルトで、彼らの間で和解が成立したことを宣言するとともに、国王の前でその遵守を約束し、加えて国王印章の付与を求めている。[35] この時期国王ルードルフの宮廷は一年近くの長期にわたってテューリンゲンに滞在しており、ヴェッティーン家内部の対立解消も国王が関与して達成されたものであった。[36]

このように、国王ルードルフ一世治世に見られる国王自身による確認行為は、当事者同士の事前の取り決めか、とりわけ国王自身が当該和解や権利処分を促していたという事情によって、大部分説明できるものである。いくつか見られた後者の類型は、ハープスブルク家および大空位時代直後の王権と関係の深い西南ドイツを中心に、国王ルードルフ一世その人が展開した紛争解決活動の結果に対して、より強固な効力を与えようとするものであった。国王印章の付与が

求められる類型は、基本的には当事者の側からの要請によるものであったが、ここでも国王の和解成立への関与が見られる場合もあった。

二　国王アードルフ・フォン・ナッサウ（在位一二九二－一二九八年）のもとでも、国王が関与して成立した和解などを、その後国王が確認する事例が見られる[37]。アードルフは一二九三年三月にハイルブロンで大印章を付した証書を発行して、ヨハン・フォン・ヴェルト Johann von Wörth らとエルザスのラントフォークトであったオットー・フォン・オクセンシュタイン Otto von Ochsenstein との和解を認証したが[38]、和解自体国王がシュパイアーに滞在していた間に同地で成立したものであった[39]。また、一二九四年四月ないし六月にサイン Sayn 伯ヨハンが発行した証書は、彼とその兄弟エンゲルベルトとの間の相続協定を記しているが、加えてヨハンが国王アードルフをはじめ、ライン地方の多くの伯や貴族に、印章付与を求めたことを伝えており、実際に国王の大印章やその他の貴族たちの印章が付されている[40]。このケースでは、相続協定成立時に国王は臨席しておらず、その後国王宮廷がライン地方に来た際に印章が付与されたものと思われるので[41]、相続紛争の解決自体について国王の関与はなかったのかもしれない。

更にアードルフの時代からは、国王が解決を委任した者が行った行為を、後から国王が確認する例も伝わる。一二九四年六月にベルンで、バーゼル司教ペーター、エルザスのラントフォークトであったゴットフリート・フォン・メーレンベルク Gottfried von Merenberg らが証書を発行し、証書に記された彼らとベルン市との間の合意について国王アードルフの確認を得ることを約束した[42]。合意はベルン市内のユダヤ人に関するものであったが、同年八月に出された国王の確認証書によれば、バーゼル司教らは国王に代わってベルン市と協定したのであった[43]。また一二九五年七月に国王アードルフはヴィースバーデンで、マインツのリープフラウエン Liebfrauen 参事会教会と騎士ディートリヒ・ケップラー Dietrich Keppler およびレーデルハイム Rödelheim のゲマインデとの間の紛争について下された仲裁判決を、

参事会教会の求めに応じて確認した[44]。仲裁判決自体は、同年六月にフランクフルトで出されているが[45]、判決を下した二人の仲裁人は、同年三月に国王によって事案の調査と解決を委託されていたのであった[46]。同じ仲裁判決は、翌年七月にも国王によって再度確認されている[47]。

国王アルブレヒト一世（在位一二九八－一三〇八年）治世からも、国王印章の付与が求められたケースが知られる[48]。一三〇〇年七月にクレーフェ伯ディートリヒとその長子オットーが発行した証書は、彼らとゲアラッハ・フォン・ドレンドルフ Gerlach von Dollendorf の間の相続争いが決着したことを宣言してその内容を伝えるとともに、その効力を高めるために、国王とケルン大司教などに印章付与を懇請したことを述べており、証書には実際に国王の大印章などが付されている[49]。このときは、国王およびその他の印章付与者たちが和解の際に臨席しており[50]、和解の成立にも関わったものと思われる。一三〇八年三月にも、ヴァルデック Waldeck 伯ハインリヒが、彼が捕虜となったことについてマインツ大司教ペーターと和解したことを宣言し、復讐放棄宣誓 Urfehde を誓い、あわせて国王に印章付与を求め、実際に印章が与えられている[51]。

また、史料要録には収録されていないが、アルブレヒト一世は一二九九年に、かつてホーホシュターデ Hochstade 伯が保有していた所領やプリュム修道院から受領していたレーン（封）に関する、同修道院とケルン大司教ヴィクボルトの間の和解の内容を確認した[52]。それらの所領やレーンは以前に同伯によってケルン大司教に譲渡されていたのであったが、その譲渡を基本的に承認した和解の内容が国王によって確認されている[53]。このときの国王による確認は、それらの所領とレーンが国王とライヒから授与されるレーンとして、このとき大司教に授封されていることと関係があるように思われる[54]。支配者を主君とする帝国レーン制度に関わる確認は、後述するカール四世の時代にかなりの数見られるのであるが、このケースはそうした類型の初期の例と考えられる。

次の国王ハインリヒ七世（在位一三〇九－一三一三年）のもとでは[55]、一三〇九年七月にニュルンベルクで、フランケンのシトー派修道院ハイルスブロン Heilsbronn とウルリヒ・フォン・トルエンディンゲン Ulrich von Truhendingen との間で成立した和解が、和解証書に基づいて国王により確認されている[56]。この和解に対する国王自身の関与をうかがわせる文言は証書中には見当たらないが、ハインリヒ七世はこの約一〇日後に同修道院に関わる別の和解が国王臨席のもとで成立したことを宣言している[57]。また、ハインリヒ七世とハイルスブロン修道院との関係は国王からの特権状付与や修道院長の宮廷滞在などにより密接なものであり[58]、トルエンディンゲン伯との和解にも国王が関わっていた可能性はあると思われる。

一三一〇年一〇月にハインリヒ七世がジュネーヴで発行した大印章付き証書によれば、国王はラントフォークト・シュトラースベルク Straßberg 伯オットーに、ドイツ騎士修道会がケーニッツ Köniz に有する権利に関して調査を委託していたが、その調査結果を伯の証書に基づいて確認した[59]。これは上述の一二九五年の国王アードルフによる確認行為と同様、以前になされた委託の結果を国王が後から確認する例である。

以前の国王のもとで出された判決を改めて確認しているケースもある。一三〇九年九月にハインリヒ七世はシュパイアーで、トリーア大司教バルドゥインの要望に応えて、一二七六年三月に国王ルードルフ一世主催の法廷で当時のトリーア大司教ハインリヒのために下された封臣によるレーン請求に関する判決を確認した[60]。判決証書は確認証書に挿入されている。そもそもいかなる紛争がバルドゥインによる確認要請の背後に存したかは不明で、それと国王との関係についてもさしあたり何も言えないが、受益者バルドゥインが国王の実弟であることは指摘しておこう[61]。

国王による印章付与のケースとしては、やはり一三〇九年九月にシュパイアーで、ブランデンブルク辺境伯の寡婦アンナが発行した教会レーンをめぐるヴュルツブルク司教アンドレアスとの和解証書に、国王とマインツ大司教ペーター

が印章を付している例がある。(62)

三　以上のように、ルードルフ一世からハインリヒ七世までの期間において、確認された和解などの成立に国王がどのように関与したかが不明なケースも存在するとはいえ、国王による確認行為においては、国王が和解に関わったり、誰かに委任して紛争解決にあたらせたりするという事情が見出された。こうした関連は以後の時期において、より明瞭になっていくであろう。また、いくつか見られた、国王が印章を付す例においては、国王だけでなく他にも諸侯・貴族などが印章を付すケースがある点が特徴的である。国王印章は当該証書の効力を強化するために求められるのであるが、排他的な地位にあるのではなく、他の権力主体の印章から隔絶した効力を期待されているわけでもない。こうした所見は、これらの国王がドイツ西部の伯家門から王位に選出され、それゆえ貴族たちとの仲間的性格を多分に残していた「小さな国王」であったことと整合的であると思われる。(63)そしてこの種の印章付与のほうは、以後の時期には姿を消すのである。

二　ルートヴィヒ四世治世（一三一四－一三四七年）の確認行為

一　ルートヴィヒ四世（在位一三一四－一三四七年）のもとでは、まず、支配者自身が関与した和解などを確認する例がかなりの数見られる。(64)一三二一年五月にルートヴィヒはインゴルシュタットで大印章付きの証書を出して、グライスバッハ Graisbach 伯ベルトルトたちとフランケンのシトー派修道院カイスハイム Kaisheim との間で修道院の負担などに関して結ばれた和解を和解証書に基づいて確認しているが、和解は彼の助言と命令によって成立したものであった。(65)ルートヴィヒ四世はまた、一三二三年五月にレーゲンスブルクで、彼の従兄弟の下バイエルン公ハインリヒおよびオッ

トーとレーゲンスブルク司教およびフライジング司教教会との間で教会側の税負担などについて出された和解証書を確認しているが、この和解もやはり国王の意向に沿って成立したものであった[66]。

一三三二年五月に皇帝はアウクスブルクから、フルダ修道院長ハインリヒおよびフルダの修道院長代理 Propst、首席修道士 Dekan、修道士総会 Konvent に文書を発行して、彼らの間で和解が成立したことを祝し、それに確認を与えている[67]。修道院内部の紛争における和解成立に皇帝自身が関わっていたことは明示されていないが、ルートヴィヒ四世と修道院長ハインリヒ（六世）フォン・ホーエンベルク Hohenberg（院長在位一三一五－一三五三年）との関係は、当初の良好な状態から一三二〇年代後半の冷却期間を経て、一三三〇年代に入って再び密接なものになっていた[68]。まさに一三三二年に皇帝は、修道院のユダヤ人に対する債務に関して介入し（三月）[69]、城や税収を授与する（八月）など、フルダ修道院のために多くの措置を取っていた[70]。同じく一三三二年前半に、修道院とツィーゲンハイン Ziegenhain 伯との間の紛争の解決に皇帝が関わっていたことも知られており[71]、また一三三一年から三二年にかけて皇帝はフルダ市民の修道院長に対する反乱にも、市民にアハトを科すなどして対処していた[72]。それゆえ、ルートヴィヒ四世が修道院内部の対立の解消を促したということも、十分考えられるであろう。一三三二年一一月にルートヴィヒ四世がミュンヘンで発した小印章 Sekretsiegel 付き証書も、ウルリヒ・フォン・アーベンスベルク Ulrich von Abensberg とベルトルト・ヴーナー Berthold Wuner の妻カタリナとその子らの間で皇帝の意向により成立した和解を確認している[73]。カタリナたちが和解を破った場合には、皇帝はアーベンスベルクを助けることを約束し、加えてアムトマンたちにこの件でアーベンスベルクを保護するよう命じている。一三三六年三月にもルートヴィヒ四世はアウクスブルクで、エルヴァンゲン Ellwangen 修道院長クーノ、エッティンゲン Öttingen 伯ルートヴィヒ、およびクラフト・フォン・ホーエンローエ Kraft von Hohenlohe が結んだ和解を、小印章付き証書で確認しているが、この和解も皇帝の同意と意思によるもの

であった。[74] 一三四一年六月にも、皇帝はフランクフルトで、ノイフェン Neuffen 伯ベルトルトの妻アグネスと彼女の兄弟ニュルンベルクのブルクグラーフ・ヨハンの間で皇帝が定立した和解について、今後アグネスとその相続人が和解を破るようなことはしないと、ブルクグラーフのために大印章付き証書で保証している。[75] また、実際に確認が行われたわけではないが、一三三六年三月にルートヴィヒ四世がウルムからコンラート・フォン・シュリュッセルベルク Konrad von Schlüsselberg に送った書簡では、皇帝がラントフォークト・ヴュルテンベルク伯ウルリヒに、マルクグレニンゲン Markgröningen をめぐる紛争に関してコンラートとの和解を指示したことを知らせ、今後取り決められるべき和解に関して、それを確認することを約束している。[76]

また、ルートヴィヒ四世が働きかけて和解を成立させてそのうえで和解を確認する場合の特殊な類型として、国王自身が当事者であった和解を事後的に確認しているケースがある。一三二三年一一月にルートヴィヒ四世はニュルンベルクで、ヴュルツブルク司教ヴォルフラムと国王およびフルダ修道院長ハインリヒとの和解を、司教が発行した和解証書に基づいて大印章付き証書で確認している。[77] 同様に、ルートヴィヒ四世は一三三二年八月にニュルンベルクで、下バイエルン公オットーおよびハインリヒ（三世）と国王および下バイエルン公ハインリヒ（二世）との間の対立に関して、トリーア大司教バルドゥインが仲介して成立した和解の内容を、オットーとハインリヒ（三世）が発行した証書を引きつつ大印章付き証書で確認している。[78] 和解の確認ではないが、一三三二年四月にルートヴィヒ四世はミュンヘンで、オーバープファルツのリーデンブルク Riedenburg の国王裁判官ルーフ・フォン・ペルク Ruf von Perg とレーゲンスブルクの聖エメラム修道院長アルブレヒトの間のドナウ川の堰をめぐる紛争に関して両陣営から二人ずつを出して行われた現地調査 Kundschaft の結果を大印章付き証書で確認した。[79] この件の場合も、ペルクは皇帝自身の代理をつとめており、[80] 皇帝自身が紛争当事者であった。また調査自体も皇帝の命令にしたがって遂行されたものであった。

ルートヴィヒ四世が現地の貴族などに解決のための行動を委託した後、そうした委託を受けた者が取った措置を確認するケースも、治世後半からかなりの数が伝わっている。一三三六年六月に皇帝はディンケルスビュールで大印章付き証書を発行して、アウクスブルク市民コンラート・ラング・フォン・ヴェルト Konrad Lang von Wörth とブリントハイム Blindheim の農民たちとの間の紛争に関して行われた現地調査について、読み上げられた結果を確認した[81]。現地調査の結果を記した一三三五年七月の証書によれば、調査はやはり皇帝によって命じられたものであった[82]。一三三六年の証書は、ヘヒシュテット Höchstädt のフォークト、ニコラウス・フォン・ヴェルト Nikolaus von Wörth らにコンラート・ラングの保護を命じているが、後述するような保護者指定の早い例である。もっとも、この後もブリントハイムの農民側からの侵害があり、皇帝は一三三九年八月にミュンヘンで、改めてコンラート・ラングの保護を命じている[83]。

一三四〇年九月にはネルトリンゲンで、その二日前に成立した、シュヴェービッシュ・ハルの市内対立に関する和解が、ルートヴィヒ四世の大印章付き証書によって確認されている[84]。この和解も、皇帝が権限を付与して送り込んだヴュルテンベルク伯ウルリヒらがまとめたものであった[85]。このときの和解は、一三四一年一月に皇帝によって大印章付き証書で改めて確認されている[86]。一三四五年三月にルートヴィヒ四世はミュンヘンで、騎士ヨハンおよびアルブレヒト・フォン・フェステンベルク Vestenberg 兄弟が提出した仲裁判決証書を確認したが[87]、その仲裁判決は彼らとホーエンローエ Hohenlohe 家のゲアラッハ、アルブレヒト、ゴットフリートの三兄弟とのシュタイガーヴァルト Steigerwald の森林管理権 Wildbann をめぐる紛争に関してヴュルツブルク司教オットーが一三四四年三月に下したものであった[88]。皇帝の確認証書によれば、この問題はたびたび皇帝の前へ持ち出され、皇帝は司教オットーを仲裁裁判官として任命していたのであった[89]。

その一方で、和解の成立や仲裁人の行動について、ルートヴィヒ四世自身の関与がはっきり確認できないケースもあ

る。ルートヴィヒは一三三七年七月にフランクフルトで、カッツェンエルンボーゲン伯ヨハンおよびエーバーハルトとコンラート・フォン・フランケンシュタイン Konrad von Frankenstein との間の対立に関して、コンラート・シェンク・フォン・エアバッハ Konrad Schenk von Erbach ら五人の仲裁人によって成立した和解を確認しているが[90]、仲裁人たちの活動と皇帝との関係は不明である。

ルートヴィヒ四世自身が以前に行った措置や、彼の治世以前の文書が、その後争いが生じたために、改めて確認されることもあった。皇帝は一三四〇年六月にアシャッフェンブルクで、ヴィンプフェンの聖ペーター教会とヴィンプフェン市の対立に関して一三〇二年六月に下された教会側に有利な仲裁判決を、大印章付き証書に挿入したうえで、教会側の求めに応じて改めて確認している[91]。一三四六年一一月に皇帝はフランクフルトで大印章付き証書を発行して、ゲアハルト・フォン・ランズクローン Gerhard von Landskron が提示した同年七月の授封証書により、皇帝が彼にレーンを授与したことを確認した[92]。

更に、バイエルンのラント裁判所の判決を皇帝自身が確認している例がある。一三四〇年一月にルートヴィヒ四世はミュンヘンで小印章付きの証書を出し、アウクスブルクの聖ウルリヒ修道院長とヴィンハルト・フォン・ロールバッハ Winhard von Rohrbach の争いに関して、ランズベルク Landsberg のラント裁判所が出した修道院長に有利な判決証書を挿入したうえで確認した[93]。ここで確認されているのはルートヴィヒの出身家門ヴィッテルスバッハ家の家領領邦であった上バイエルンのラント裁判所の判決なので[94]、皇帝としての確認というよりは上バイエルンの支配者としての確認と言うべきであろう。それに対して、いわゆる皇帝ラント裁判所 Kaiserliches Landgericht の判決の確認は、後述のように、この時期支配者自身によってではなく宮廷裁判所によっていくつか行われている。また、皇帝が確認に加えて、すべてのアムトマン・臣下に、修道院の保護を命じていることは、やはり後述する保護者指定の先駆として注目される。

このように、ルートヴィヒ四世のもとで見られる確認行為は、地理的には彼の家門ヴィッテルスバッハ家が支配するバイエルンとその周辺のシュヴァーベン、フランケンから中ライン地方にかけて広がりを見せている。内容的には、支配者自身が成立させた和解を事後に確認するばかりでなく、支配者の委託や命令を受けた裁判官などによる決定や措置を支配者が後から確認するケースが増えてきていることが注目される。宮廷から発する紛争解決の試みが、それだけ分化しつつあることがうかがわれる。

二　ルートヴィヒ四世の時代は、宮廷裁判所が宮廷裁判所印章を付した確認証書を発する実行が初めて登場する点でも注目に値する[95]。

まずいくつか見られるのは、ルートヴィヒ四世自身が証書を発行して授与した裁判籍特権を、宮廷裁判所が確認するという類型である[96]。一三一五年五月に国王に代わる裁判官[97]トルエンディンゲン伯フリードリヒがニュルンベルクで発行した証書によれば、彼の前にローテンブルクの市民たちが現れて、市民たちがルートヴィヒ四世およびその前任の国王たちから得ていた、国王および同市のシュルトハイス以外の前では訴えられないという裁判籍特権を、今後も引き続き利用できるかどうか、判決で決定するよう求めた。市民たちが特権の受領を証明したので、宮廷裁判所は判決で、ローテンブルク市民に対して世俗裁判所で提起されたすべての訴えは、国王裁判所とローテンブルクのシュルトハイスのもとにおける訴えを除いて、効力を有しないものと決定した[98]。ローテンブルク市に対しては、その前日に国王によって、市民たちを市外の裁判所への召喚から免除する裁判籍特権が確認されており[99]、そもそも一二七四年にルードルフ一世によって認められて以来、歴代の国王たちによって特権確認がなされていた[100]。市民たちはそれらの国王特権状に加えて、宮廷裁判所の判決による確認を求めたわけである。その際、宮廷裁判所証書において、国王のもとへの裁判籍指定が、国王裁判所への裁判籍指定に言い換えられていることは、宮廷裁判所による確認の意味をうかがわせるものである。市

民の側から見れば、実際に市民が訴えられた場合に事件を扱うことになる宮廷裁判所によっても、市の裁判籍特権が認められたことになる。

この宮廷裁判所証書は、一二三九年一〇月にメルゲントハイム Mergentheim で更新された。皇帝に代わる裁判官テック Teck 公ルートヴィヒの証書によれば、またも宮廷に現れたローテンブルク市民たちは、一三一五年の宮廷裁判所証書と一三三一年六月の皇帝の裁判籍特権状を提示して、判決によって宮廷裁判所証書を更新しそれに皇帝特権状を付け加えることを求めた。宮廷裁判所はそのとおりに判決し、市民たちがローテンブルク市の裁判官以外のもとでは裁判されないことを宣言したのであった[101]。一三三一年の皇帝特権状は、市民たちを宮廷裁判所への召喚からも免れさせるものであり[102]、それに対応して一三三九年の確認証書は、市民たちを一切の市外の世俗裁判所から免れさせている。市民の側から見れば、今や彼らが宮廷裁判所への召喚からも免れるようになったことが、宮廷裁判所自身の証書によっても認められたということになる。

一三四六年一月には皇帝に代わる裁判官マルクヴァルト・フォン・ゼーフェルト Markward von Seefeld が主催する宮廷裁判所で、ハイルスブロン修道院が、みずからに与えられた皇帝・国王の裁判籍特権状の確認を求め、判決によって確認された[103]。特権状は修道院の従属民を世俗裁判所への召喚から免れさせ、皇帝・宮廷裁判所・修道院長などのもとに裁判籍を指定するものであった[104]。ここでも、修道院は、皇帝・国王の特権状にとどまらず、従属民がそこに裁判籍を有する宮廷裁判所自体による確認をも求めたのである。

更に、一三四五年六月に皇帝に代わる裁判官スヴィッガー・フォン・グンデルフィンゲン Swigger von Gundelfingen がニュルンベルクで発行した宮廷裁判所証書によれば、ノルトガウのヴァイセンブルク市が、アイヒシュテット近くのグラーフシャフト・グライスバッハ Graisbach のラント裁判所の判決証書を提示してその確認を求めた。一三四三年五

月付けの判決証書は、それ自体、一三一六年三月に国王ルートヴィヒ四世が同市に与えた裁判籍特権状[105]を確認したものであった。この要請を受けて、宮廷裁判所は判決によって、挿入されたラント裁判所証書を確認した[106]。グライスバッハのラント裁判所は、一四世紀初めからバイエルン公の支配下に入っていたが、バイエルン公領を越えて広い範囲に管轄を主張しており、その点で後述のような王権との関係を保った裁判所に類似したところがあった[107]。しかし、内容的には国王の裁判籍特権状の確認であり、その点では上述の裁判籍特権の確認例に連なるものといえる。

これらの確認例において、裁判籍特権状の受領者が、現に統治している支配者が発行した特権状を既に得ているにもかかわらず、更に宮廷裁判所から確認を得ていることは興味深いが、その意味に関しては後に論じる。ここでは、そのような確認を求めている当事者が、すべてフランケン地方から出ていることのみ、注意しておこう。

しかし裁判籍特権に限らず、以前の国王が発行した証書が確認されているケースも見られる。一三三三年一月に皇帝に代わる裁判官テック公ルートヴィヒがミュンヘンで発行した宮廷裁判所証書によれば、シュポンハイム伯フィリップの代理人が、一二八六年六月に国王ルードルフ一世が発行した証書を提示して、その確認を求めた。国王ルードルフの証書自体は一二六八年のボランデン家の兄弟のレーン分割を確認するものであった。証書自体が挿入された後、宮廷裁判所は、この要請を受けて判決によって証書を確認した[108]。この事案では受領者が中ライン地方の貴族であり、関係者の出身地方の点で例外的である。

更に、ローテンブルクのラント裁判所の証書が宮廷裁判所によって確認されている例が存する。一三四五年二月に皇帝に代わる裁判官フリードリヒ・フォン・ハイデック Friedrich von Heideck がローテンブルクで発行した宮廷裁判所証書によれば、ローテンブルク市民ハインリヒ・フェッター Heinrich Vetter が[109]、ローテンブルクのラント裁判所の証書を提示して、宮廷裁判所の判決による確認を求めた。宮廷裁判所証書の記載によれば、ラント裁判所証書は多くの資

産に対する用益ゲヴェーレ Nutzgewere をハインリヒに認めるものであったが、証書の文言は挿入されておらず、日付の記載もない。これに対して裁判官フリードリヒは、裁判所の騎士たちに判決を質問したが、判決人たちは皇帝本人のもとへ赴いて協議することを願い出て、裁判官に認められた。そして皇帝のもとから戻った判決人たちは、ローテンブルクのラント裁判所で与えられ証書化されたものは、一般的な効力を得るよう、宮廷裁判所において確認されるべきである、古来よりそのように扱われてきており、皇帝ルートヴィヒ自身もその点を確認したからである、と判決した[110]。この手続においては、宮廷裁判所の判決人たちがいったん退席して皇帝の下へ赴き、皇帝と協議している点が注目される。ラント裁判所と宮廷裁判所の関係を規定しようとするにあたって、皇帝本人（とおそらくその側近たち）の意向を考慮したうえで、判決が出されているのである。この問題について、実際、皇帝は一三三一年六月の特権状[111]および一三四三年六月にローテンブルクで発行した証書で、ローテンブルク市に対して、ローテンブルクのラント裁判所で得られたものは宮廷裁判所でも確認されるべきであると認めていた[112]。ローテンブルク市は古来からそうした特権を認められており、またローテンブルクのラント裁判所はライヒのレーンであるからである。

中世後期にも王権との直接の関係を維持し、広い範囲におよぶ管轄を主張したラント裁判所（皇帝ラント裁判所 Kaiserliches Landgericht）が、フランケン、シュヴァーベンなどドイツ南部にいくつか存在したが[113]、ローテンブルクのラント裁判所はそのうちの一つであった[114]。このラント裁判所については、既に一二七四年五月一五日のルードルフ一世の特権状[115]が、ラント裁判所の維持を定めただけでなく[116]、そこで下されたアハト判決を国王宮廷へ報告するよう規定しており[117]、国王宮廷との密接な連携が想定されていた。また前述の一三一五年五月のルートヴィヒ四世の裁判籍特権状は、ローテンブルク市に対して、王位空位期間中もラント裁判所を開廷することを認めており[118]、このラント裁判所が国王宮廷の裁判権と一体として考えられていたことをうかがわせる[119]。こうした土台の上に、今やラント裁判所判決の効力につ

いても、宮廷裁判所での確認が一般的に認められ、しかもそのことが宮廷裁判所自体によって承認されたのである。

このように、ローテンブルクのラント裁判所に関してルートヴィヒ四世や彼より前の君主からさまざまな特権が与えられていたことは、他方で、この裁判所に対する圧力をも背景としている。すなわち、ローテンブルクのラント裁判所に対しては、とりわけヴュルツブルク司教が、そのフランケン公としての地位から、やはり皇帝ラント裁判所の一つであったヴュルツブルクのラント裁判所の裁判権を、対抗して主張していた[120]。そしてまさに一三四三年から四七年にかけて、両ラント裁判所の管轄争いは激しさを増し、ローテンブルク側はヴュルツブルク司教区全体に及ぶ管轄主張を支える証言を集めるなどの動きを見せていた[121]。前述の一三四三年の皇帝証書や、一三四五年の宮廷裁判所証書は、直接的にはこうしたヴュルツブルク司教との対抗関係という文脈で出されたものと考えられる。

このように宮廷裁判所は、皇帝・国王が出した証書を確認するだけでなく、ラント裁判所証書をも確認対象とするようになった。上述のグライスバッハのラント裁判所証書の確認を、そこで示したように、実質的にはむしろ国王の裁判籍特権状を確認するものと理解すれば、ラント裁判所証書の確認はローテンブルクのラント裁判所という、一三世紀後半以来宮廷と特に深い関係にあった裁判所について、近隣のラント裁判所との競合関係を背景として、開始されたと見ることができる。ラント裁判所証書の宮廷裁判所による確認は、次のカール四世治世に更に展開することになる。

ルートヴィヒ四世時代の宮廷裁判所による、判決の形式をとった確認行為全般については、更に、それが大部分ルートヴィヒ治世末期になってからの現象であること、およびほとんどの場合、確認を求める当事者がフランケン地方から出ていること、に注意しておこう。ルートヴィヒ四世の治世末期に数を増してきたこの現象は、次のカール四世の時代により大規模に、そしてフランケンを中心に広がることになるのである。

（1）田口正樹「中世後期ドイツの国王宮廷における非訟事件」『北大法学論集』六六巻五号（二〇一六年）一一二三頁。

（2）事例の概数は、田口前掲、四一五頁。

（3）Friedrich Battenberg, Die königlichen Hofrichter vom 13. bis 15. Jahrhundert. Eine Untersuchung zur sozialen und funktionalen Einbindung der Hofgerichtsbarkeit in den Königshof, in: Peter Moraw (Hg.), Deutscher Königshof, Hoftag und Reichstag im späteren Mittelalter, (Vorträge und Forschungen, Bd. 48), Stuttgart 2002, S. 239-290, S. 289. 確認証書については、Ders., Das Hofgerichtssiegel der deutschen Kaiser und Könige 1235-1451, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Bd. 6), Köln-Wien 1979, S. 149 f.

（4）Peter Oestmann, Wege zur Rechtsgeschichte: Gerichtsbarkeit und Verfahren, (UTB 4295), Köln u. a. 2015, S. 84.

（5）Bernhard Diestelkamp, Vom einstufigen Gericht zur obersten Rechtsmittelinstanz. Die deutsche Königs-gerichtsbarkeit und die Verdichtung der Reichsverfassung im Spätmittelalter, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Bd. 64), Köln u. a. 2014, S. 46-52.

（6）Bernhard Diestelkamp (Hg.), Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts bis 1451, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Sonderreihe), Köln u. a. 1986 ff.

（7）そうした継続的紛争の例として、田口正樹「フリードベルク城対フリードベルク市――中世後期ドイツの継続的紛争――（一）（二・完）」『北大法学論集』六二巻五号（二〇一二年）一一三三頁、六三巻六号（二〇一三年）一〇三一一四六頁を参照。

（8）国王ルードルフ一世・フォン・ハープスブルクについて一般的には、さしあたり、Michael Menzel, Die Zeit der Entwürfe 1273-1347, (Gebhardt. Handbuch der deutschen Geschichte, 10. Aufl., Bd. 7a), Stuttgart 2012, S. 80-109 を参照。そこに主な文献が挙げられている。

（9）Bernhard Diestelkamp und Ute Rödel (Bearb.), Die Zeit Rudolfs von Habsburg 1273 - 1291, (Urkundenregesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts, Bd. 3), Köln/Wien 1986（以下 UR3と略す）, Nr. 22; Wilhelm Wiegand (Bearb.), Urkundenbuch der Stadt Strassburg, Bd. 2: Politische Urkunden von 1266 bis 1332, Strassburg 1886, Nr. 32, "... dissentionum seu discordiarum materia, ... per vere unionis et concordie viam concorditer sit sopita, prout fida relatione

eorum, qui dicte compositionis et concordie mediatores extiterant, evidentius cognovimus, ...". オリジナルでなく一四世紀と一五世紀の写しでのみ伝わる。この事案については、Ute Rödel, Königliche Gerichtsbarkeit und Streitfälle der Fürsten und Grafen im Südwesten des Reiches 1250-1313, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Bd. 5), Köln-Wien 1979, S. 172 ff. も参照。

（10）Alfred Hessel und Manfred Krebs (Hg.), Regesten der Bischöfe von Strassburg, Bd. 2: Regesten der Bischöfe von Strassburg vom Jahre 1202-1305, Innsbruck 1928, S. 284 f., Vorgeschichte 28.

（11）"... Rulenderlinus, Reinboldus [dictus Puer], ［以下一四人の名前が列挙される］ dilecti nostri fideles in supradicti ducis vinculis constituti pro se et omnibus suis familiaribus et amicis compositionem hujusmodi in singulis suis articulis, ... observabunt.".

（12）"... si quis autem supradictorum per se vel per alios familiares et amicos contra dictam compositionem, prout noscitur esse conscripta, veniens suprascriptum ducem in se vel in suis turbare seu molestare presumpserit, ipso facto secundum quod in se poenam hujusmodi coram nobis suis amicis mediantibus receperunt, proscriptionis sententie subjacebit, nosque ipsum violatorem compositionis hujusmodi tanquam proscriptum animadversione debita feriemus.". アハトに関しては、そしあたり、Ekkehard Kaufmann und D. Landes, Art. Acht, in: Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte（以下HRGと略す）, 1. Aufl., Bd. 1, Berlin 1971, Sp. 25-36; Friedrich Battenberg, Art. Acht, in: HRG, 2. Aufl., Berlin 2008, Sp. 59-65. 中世後期の帝国アハトに関する基本的研究として、Friedrich Battenberg, Reichsacht und Anleite, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Bd. 18), Köln-Wien 1986.

（13）UR3, Nr. 22, Anm.; A. Hessel und M. Krebs (Hg.), a. a. O.（注10）, Nr. 1969; Johann Daniel Schöpflin (Bearb.), Alsatia ... Diplomatica, Bd. 2: Alsatia periodii regum et imperatorum Habsburgicae Lucelburgicae Austriacae tandemque Gallicae Diplomatica, Mannheim 1775, S. 5, Nr. 694, "... et super hoc literas incliti domini regis Alemannie dicto duci concedere tenentur, continentes quo si forte, quod absit, dictum ducem vel suos super hoc in aliquo molestarent in futurum, volunt et consentiunt, quod dictus dom. rex ipsos tanquam profugos et exules persequatur et assistat dicto duci contra ipsos ...". なお、和解証書は第二リヨン公会議の機会に同地で作成されている。和解証書は、交渉の際にユーリヒ Jülich 伯ヴィルヘ

ルム、ルクセンブルク伯の兄弟ゲアハルト・フォン・ダービーGerhard von Durbuy、ハインリヒ・フォン・ブラモントHeinrich von Blamont が同席して、司教側の被捕縛者の釈放を保証したことを伝えており、彼らが和解を仲介したものと思われる。

(14) 本稿が対象とする時代からはずれるが、一三世紀前半の同様な例として、一二三二年にコンスタンツ司教が、ザンクト・ブラジエンSankt Blasien 修道院とバーデン・ハッハベルクHachberg辺境伯ハインリヒを和解させた際に、辺境伯が国王による確認を得て、それを修道院に交付することとされているケースがある。U. Rödel, a. a. O.（注9）, S. 171.

(15) 本文前述のロートリンゲン公とシュトラースブルク司教との対立についても、和解成立前に国王が介入していた可能性があり、国王の関与が見られる類型にも属するのかもしれない。Johann Friedrich Böhmer und Oswald Redlich (Hg.), Regesta imperii, VI, 1 : Die Regesten des Kaiserreichs unter Rudolf, Adolf, Albrecht, Heinrich VII. 1273-1313, Innsbruck 1898 (ND Hildesheim 1969)（以下 RI, 6, 1 と略す）, Nr. 169; U. Rödel, a. a. O.（注9）, S. 173.

(16) UR3, Nr. 73; Wirtembergisches Urkundenbuch, Bd. 7, Stuttgart 1900, Nr. 2562. 印章は残っていない。

(17) RI, 6, 1, Nr. 468a. 一二七六年二月の国王証書には、"... nobis existentibus in monasterio Mulenbrunne Cisterciensis ordinis Spirensis diocesis ..." とある。前注のヴュルテンベルク証書集の箇所を参照。なお、マウルブロン修道院の一三世紀までの歴史については、Immo Eberl, Gründung und frühe Geschichte des Klosters Maulbronn, in: Peter Rückert und Dieter Planck (Hg.), Anfänge der Zisterzienser in Südwestdeutschland. Politik, Kunst und Liturgie im Umfeld des Klosters Maulbronn, Stuttgart 1999, S. 79-100 を、特に修道院とヒンツベルク家との関係については Ebenda, S. 97-99 を参照。

(18) UR3, Nr. 184; Eduard Winkelmann (Hg.), Acta imperii inedita saeculi XIII et XIV. Urkunden und Briefe zur Geschichte des Kaiserreichs und des Königreichs Sizilien, Bd. 2: In den Jahren 1200 bis 1400, Innsbruck 1885 (ND Aalen 1964), Nr. 118. 権利放棄文書はそのまま確認証書に挿入されている。

(19) "... tandem dicti cives precum nostrarum instancia studiosa devicti concordie cosensu renunciaverunt omini actioni seu iuri ...". 国王の要請があったことは、コルマール市が発行した放棄証書にも言及されている。Paul Wilhelm Finsterwalder (Bearb.), Colmarer Stadtrechte, Bd. 1, (Oberrheinische Stadtrechte, Abt. 3: Elsässische Rechte, III), Heidelberg 1938, Nr.

33, “... ad petitionem serenissimi domini nostri iam dicti Romanorum regis Rudolfi ...”. コルマールのヨハネ騎士修道会について、簡単には、Georges Livet (Dir.), Histoire de Colmar, Toulouse 1983, S. 50. 中世後期の皇帝・ドイツ国王の印章については、さしあたり Harry Bresslau, Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien, Bd. 2, Abt. 1, 3. Aufl., Berlin 1958, S. 576-584 を参照。ルードルフ一世以降、大印章とは別に小印章 Sekretsiegel の使用が確認される。

（20）UR3, Nr. 436. また UR3, Nr. 437 の国王命令も参照。また、U. Rödel, a. a. O.（注9）, S. 174.

（21）UR3, Nr. 436, Anm.; RI, 6, 1, Nr. 1822a; Oswald Redlich, Rudolf von Habsburg. Das deutsche Reich nach dem Untergange des alten Kaisertums, Innsbruck 1903 (ND Aalen 1965), S. 604 ff.

（22）UR3, Nr. 436, “... ex certa scientia cum facta fuerit presentibus partibus coram nobis robur et munimen impendimus confirmationis ...”.

（23）UR3, Nr. 459; J. D. Schöpflin, a. a. O.（注13）, S. 32 f., Nr. 747. 国王印章を付す旨の文言があるが、印章自体は残っておらず、大印章か小印章かを確定することはできない。

（24）UR3, Nr. 539; Ludwig Baur (Hg.), Hessische Urkunden aus dem großherzoglichen Haus- und Staatsarchiv, Bd. 2: Die Provinz Rheinhessen von 963 bis 1325, Darmstadt 1862 (ND Aalen 1979), Nr. 410.

（25）UR3, Nr. 456; L. Baur (Hg.), a. a. O.（注24）, Nr. 388. 印章付与を示す文言はなく、印章も残っていない。

（26）“... concordiam coram nobis sive de scitu et beneplacito nostro ... ordinatam ...”.

（27）UR3, Nr. 453; L. Baur (Hg.), a. a. O.（注24）, Nr. 375.

（28）UR3, Nr. 607; Rudolf Freiherr von Stillfried und Traugott Maercker (Hg.), Monumenta Zollerana. Urkundenbuch zur Geschichte des Hauses Hohenzollern, Bd. 2: Urkunden der Fränkischen Linie 1235-1332, Berlin 1856, Nr. 356. 一五世紀末の確認証書によってのみ伝わっており、内容はごく短いもので、和解証書の挿入はなされていない。

（29）RI, 6, 1, Nr. 2363 を参照。質入れの背景にあった、中世後期におけるヴァルトザッセン修道院の経済状態の悪化については、Konrad Ackermann, Die Grundherrschaft des Stiftes Waldsassen 1133-1570, in: Andreas Kraus (Hg.), Land und Reich, Stamm und Nation. Probleme und Perspektiven bayerischer Geschichte. Festgabe für Max Spindler zum 90. Geburtstag, Bd. 1: Forschungsberichte Antike und Mittelalter, München 1984, S. 385-394, S. 386 ff. を見よ。また、ヴァル

トザッセン修道院の歴史全般については、Stephan Acht, Zur Geschichte des Klosters und der Äbte von Waldsassen, in: Beiträge zur Geschichte des Bistums Regensburg 38 (2004), S. 23-75 を参照。

（30）RI, 6, 1, Nr. 1191a, 1666, 1795.

（31）もっとも、同修道院は、国王による贈与に関して、選挙侯たちの同意書 Willebrief を得ており、権利確保のための修道院のそうした配慮を重視すれば、国王証書による和解確認が修道院からの働きかけでなされた点を重く見る（つまり、一一七四年の当事者間で国王証書獲得が約束されたケースと同列に見る）べきなのかもしれない。RI, 6, 1, Nr. 1716, 2066.

（32）他の主体の名で発行された証書に国王が印章を付すという現象については、Harry Bresslau, Handbuch der Urkundenlehre für Deutschland und Italien, Bd. 1, 3. Aufl., Berlin 1958, S. 714 f. を参照。

（33）UR3, Nr. 262; Jean Trouillat (Bearb.), Monuments de l'histoire de l'ancient évêché de Bâle, Bd. 2, Porrentruy 1854, Nr. 262, "... darvmbe han wir bede gebeten vnsern den Romessen Kunig Rudolfen, ... daz si ir ingesigel mit vnsern an diesen brief henken, zuo eimre ewigen stete.". オリジナルは残っていない。

（34）UR3, Nr. 550; Heinrich Boos (Bearb.), Urkundenbuch der Stadt Worms, Bd. 1: 627-1300, (Quellen zur Geschichte der Stadt Worms, T. 1), Berlin 1886, Nr. 434, "... und baten uns, daz wir ze einre merer vestenunge den selben brief under unserme kuninclichen ingesigele in geschriben geben.". 付されていた国王印章は残っていない。

（35）UR3, Nr. 585; Friedrich Wilhelm, Richard Newald, Corpus der altdeutschen Originalurkunden bis zum Jahr 1300, Bd. 2: 1283-1292, Nr. 565-1657, Lahr (Schwarzwald) 1943, Nr. 1251, "... dit habe wie beide truweliche gelobit zu haldene vor vnseme herrin deme Romischen kuninge Rudolfen vnde habin in gebetin daz he zu eyme vrkunde sin ingesigel mit vnsir beyder insegele an disen Brif gehangen hat ...".

（36）O. Redlich, a. a. O.（注21）, S. 674 ff.; M. Menzel, a. a. O.（注8）, S. 108.

（37）国王アードルフ・フォン・ナッサウについては、さしあたり、M. Menzel, a. a. O.（注8）, S. 110-121 を参照。そこに文献も挙げられている。

（38）Ute Rödel (Bearb.), Die Zeit Adolfs von Nassau, Albrechts I. von Habsburg, Heinrichs von Luxemburg : 1292 - 1313, (Urkundenregesten ... Bd. 4), Köln u. a. 1992（以下 UR4と略す）, Nr. 36; Ludwig Schmid (Bearb.), Monumenta Hohenbergica.

Urkundenbuch zur Geschichte der Grafen von Zollern-Hohenberg und ihrer ehemaligen Grafschaft, Stuttgart 1862, Nr. 136. 和解証書の挿入はなされていない。

(39) Johann Friedrich Böhmer und Vincenz Samanek (Hg.), Regesta imperii, VI, 2 : Die Regesten des Kaiserreichs unter Rudolf, Adolf, Albrecht, Heinrich VII. 1273-1313, Innsbruck 1948（以下 RI, 6, 2と略す）, Nr. 217. この事案については、U. Rödel, a. a. O.（注9）, S. 171 f. も参照。

(40) UR4, Nr. 74; Wilhelm Günther (Bearb.), Codex Diplomaticus Rheno-Mosellanus. Urkunden-Sammlung zur Geschichte der Rhein- und Mosellande, der Nahe- und Ahrgegend und des Hunsrückens, des Meinfeldes und der Eifel, Bd. 2, Koblenz 1823, Nr. 356.

(41) RI, 6, 2, Nr. 409, 1016. 証書の日付は四月になっているが、他の印章付与者の顔ぶれからして、相続協定はライン地方で成立したと推定される。しかし、国王はこのときニュルンベルクにおり、六月になってライン地方に来た際に印章を与えたと考えられる。

(42) UR4, Nr. 75; Fontes rerum Bernensium. Bern's Geschichtsquellen, Bd. 3, Bern 1880, Nr. 595, "... daz wir han gelobt und loben ... daz ... der hohste man stete und stete mache mit sinen guoten brieven alle die ding und die tegdinge ...".

(43) UR4, Nr. 79, Fontes（注42）, Nr. 597, "... id quod ... super excessibus perpetratis contra ... tractaverunt, ordinaverunt et fecerunt loco et nomine nostro ... ratum et gratum ac firmum habemus et habebimus ...". なお、証書には国王印章が付されていたが、大印章か小印章かは確定できない。

(44) UR4, Nr. 103; W. Sauer (Bearb.), Nassauisches Urkundenbuch, Bd. 1: Die Urkunden des ehemals kurmainzischen Gebiets, einschliesslich der Herrschaften Eppenstein, Königstein und Falkenstein; der Niedergrafschaft Katzenelnbogen und des kurpfälzischen Amts Caub, T. 2, Wiesbaden 1886, Nr. 1200. 国王印章は断片のみ残る。

(45) UR4, Nr. 101, 102; W. Sauer (Bearb.), Nassauisches Urkundenbuch, Bd. 1, T. 2（注44）, Nr. 1195; Ludwig Baur (Hg.), Hessische Urkunden aus dem großherzoglichen Haus- und Staatsarchiv, Bd. 1: Starkenburg und Oberhessen 1016-1399, Darmstadt 1860 (ND Aalen 1979), Nr. 297.

(46) UR4, Nr. 90; W. Sauer (Bearb.), Nassauisches Urkundenbuch, Bd. 1, T. 2（注44）, Nr. 1193, "Gerentes de fidei vestre

constancia confidentiam pleniorem vobis inquisicionem de discordia … duximus committendam devotionem vestram rogantes, quatinus dictas partes qualitate negocii cognita revocetis ad unionem concordie per viam iusticie vel amoris.”. 国王による委託は，七月の確認証書でも明示されている。Ebenda, Nr. 1200, “… quibus per nostras litteras expedicionem eiusdem questionis commisimus …”.

(47) UR4, Nr. 122‥ W. Sauer (Bearb.), Nassauisches Urkundenbuch, Bd. 1, T. 2（注44）, Nr. 1211. 後代の写しでのみ伝わるが，大印章の付加を示す文言がある。

(48) 国王アルブレヒト一世に関しては，さしあたり，M. Menzel, a. a. O.（注8）, S. 121-138. そこに文献も挙げられている。

(49) UR4, Nr. 265; Theod. Jos. Lacomblet (Hg.), Urkundenbuch für die Geschichte des Niederrheins oder des Erzstifts Cöln, der Fürstenthümer Jülich und Berg, Geldern, Meurs, Cleve und Mark, und der Reichsstifte Elten, Essen und Werden, Bd. 2, 1840-58 (ND Aalen 1960), Nr. 1056, “… procurantes nichilominus ad maiorem roboris firmitatem apponi …”.

(50) Ebenda, “… per quos et in quorum presentia predicta ordinata sunt atque acta …”.

(51) UR4, Nr. 389, “Daz dise rede stede und veste blibe, des han wir gebedin …”. ただし印章自体は失われている。証書全体の古い刊本として，Valentin Ferdinand Gudenus, Codex Diplomaticus, anecdotorum, res Moguntinas … ius germanicum et S. R. I. historiam illustrata, T. 3, Frankfurt 1751, Nr. 35. また U. Rödel, a. a. O.（注9）, S. 175 も参照。復讐放棄宣誓 Urfehde については，さしあたり，St. Chr. Saar, Art. Urfehde, in: HRG, 1. Aufl., Bd. 5, Berlin 1998, Sp. 562-570 を参照。詳細な実例を含む日本語文献として，若曽根健治『ウァフェーデの研究－ドイツ刑事法史考－』（二〇〇九年　多賀出版）。

(52) W. Günther (Bearb.), a. a. O.（注40）, Nr. 386; U. Rödel, a. a. O.（注9）, S. 175.

(53) 一二九八年の和解証書は，W. Günther (Bearb.), a. a. O.（注40）, Nr. 376. 確認証書への挿入はなされていない。

(54) W. Günther (Bearb.), a. a. O.（注40）, Nr. 386, “… et siqua de dictis bonis et juribus a nobis et imperio jure feodali descendunt, te et ecclesiam tuam, vna cum aliis feodis tuis que a nobis et imperio tenere dinosceris, infeodamus presentibus de eisdem.”.

(55) ハインリヒ七世に関しては，さしあたり M. Menzel, a. a. O.（注8）, S. 138-153 を参照。そこに文献も挙げられている。また，Sanine Penth und Peter Thorau, Rom 1312. Die Kaiserkrönung Heinrichs VII. und die Folgen. Die Luxemburger

als Herrscherdynastie von gesamteuropäischer Bedeutung, (Beihefte zu J. F. Böhmer, Regesta imperii, 40), Köln u. a. 2016 および田口正樹「皇帝ハインリヒ七世とナポリ王ロベルトの訴訟――一四世紀初めの皇帝権――」『北大法学論集』五六巻一一号（二〇〇五年）一－四九頁も参照。

（56）UR4, Nr. 415; Kurt-Ulrich Jäschke und Peter Thorau (Bearb.), J. F. Böhmer, Regesta imperii, VI. Die Regesten des Kaiserreichs unter Rudolf, Adolf, Albrecht, Heinrich VII. 1273-1313, Abt. 4: Heinrich VII. 1288/1308-1313, 1. Lfg.: 1288/1308 - August 1309, Wien u. a. 2006（以下 RI, 6, 4, 1と略す）, Nr. 209; Johann Ludwig Hocker, Supplementa zu dem Haylsbronnischen Antiquitätenschatz, Nürnberg 1739, S. 122, Nr.9. 国王印章は破損してふる。

（57）UR4, Nr. 416; RI, 6, 4, 1, Nr. 221; Carl Ferdinand Jung, Miscellanea, Bd. 1, Leipzig 1739, "... in nostre Celsitudinis constituti presentia ...".

（58）Miriam Montag-Erlwein, Heilsbronn von der Gründung 1132 bis 1321. Das Beziehungsgeflecht eines Zisterzienserklosters im Spiegel seiner Quellenüberlieferung, (Studien zur Germania Sacra, Neue Folge 1), Berlin 2011, S. 102-108. 同修道院とトルェンデインゲン伯との和解については、Ebenda, S. 102, 353.

（59）UR4, Nr. 502; Monumenta Germaniae Historica. Legum sectio IV. Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, Tom. IV, Pars I, Hg. v. Jakob Schwalm, Hannover-Leipzig 1906,（以下、MGH Const., 4, 1と略す）, Nr.452, "... inquisicionem factam ex commissione nostra per nobilem virum Ottonem comitem de Strazberc [advocatum provincialem] ... ratum habemus et approbamus ...".

（60）UR4, Nr. 425; MGH Const., 4, 1, Nr. 313. 大印章の付加を示す文言がある。もとの証書は、UR3, Nr. 79; Monumenta Germaniae Historica. Legum sectio IV. Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, Tom. Ⅲ, Hg. v. Jakob Schwalm, Leipzig 1904-06,（以下、MGH Const., 3 と略す）, Nr. 109.

（61）トリーア大司教バルドゥインについては多くの研究があるが、さしあたり最近の動向について、Johannes Mötsch, Neuere Literatur zu Erzbischof Balduin von Trier: (1308-1354), in: Blätter für deutsche Landesgeschichte 149 (2013), S. 475-478を参照。

（62）UR4, Nr. 424; Monumenta episcopus Wirziburgensis: 1288-1311, (Monumenta Boica, 38, NF 11), München 1865, Nr. 248.

ただし印章自体は残っていないので大印章か小印章かは確定できない。

(63)「小さな国王」という規定について、Peter Moraw, Von offener Verfassung zu gestalteter Verdichtung. Das Reich im späten Mittelalter 1250 bis 1490, (Propyläen Geschichte Deutschlands, Bd. 3), Berlin 1985, S. 211 f. 具体的な叙述は、Ebenda, S. 212-228 および Ders., Rudolf von Habsburg: Der 'kleine' König im europäischen Vergleich, in: Egon Boshof und Franz-Reiner Erkens (Hg.), Rudolf von Habsburg 1273-1291. Eine Königsherrschaft zwischen Tradition und Wandel, Köln u. a., 1993, S. 185-208. こうした「小さな国王」のもとで、国王と関係の深い西南ドイツの伯たちが、彼らの家門の相続に関する権利譲渡などを国王宮廷で行っていたことについて、田口、前掲（注1）五頁以下を参照。

(64) ルートヴィヒ四世については、さしあたり、M. Menzel, a. a. O.（注8）, S. 153-191 を参照。そこに文献も挙げられている。更に、近年の論文集として、Hubertus Seibert (Hg.), Ludwig der Bayer (1314-1347). Reich und Herrschaft im Wandel, Regensburg 2014も参照。日本語文献としては、池谷文夫『ドイツ中世後期の政治と政治思想－大空位時代から『金印勅書』の成立まで』（二〇〇〇年　刀水書房）一一〇－一一八頁。

(65) Friedrich Battenberg (Bearb.), Die Zeit Ludwigs des Bayern und Friedrichs des Schönen 1314-1347, (Urkunden, regesten zur Tätigkeit des deutschen Königs- und Hofgerichts, Bd. 5), Köln u. a. 1987（以下UR5と略す）, Nr. 47, "... von unserm rat, ordenuong und heizze sein geschehen, gewesen sei ...". 同日同所で発行された和解証書自体は UR5, Nr. 46. 国王宮廷の貴族たちが証人として名を連ねている。なお、カイスハイム修道院については、Brigitt Maier, Kloster Kaisheim. Rechts-, Wirtschafts- und Sozialgeschichte der Zisterzienserabtei von der Gründung bis zur Mitte des 14. Jahrhunderts, (Veröffentlichungen der schwäbischen Forschungsgemeinschaft ..., Reihe 1, Bd. 25), Augsburg 1999; Julia Bruch, Die Zisterze Kaisheim und ihre Tochterklöster. Studien zur Organisation und zum Wirtschaften spätmittelalterlicher Frauenklöster mit einer Edition des "Kaisheimer Rechnungsbuches", (Via regularis, Bd. 5), Berlin 2013. このときの和解については、B. Maier, S. 58 f., 195.

(66) UR5, Nr. 52, 53. "... verrichtet auf ein end nach unsern haizzen ...". UR5, Nr. 52 の全文は、Helmut BANSA (Bearb.), Die Register der Kanzlei Ludwigs des Bayern. Darstellung und Edition, Bd. 1, (Quellen und Erörterungen zur Bayerischen Geschichte NF Bd. 24, 1), München 1971, Nr. 87. なお、Nr. 53には小印章が付されており、Nr. 52もおそらく同様であった

と思われる。

（67）UR5, Nr. 165; Johann Friedrich Schannat, Historia Fuldensis, in tres partes divisa, Codex probationum, Frankfurt 1729, S. 251 f., Nr. 151; Monumenta Germaniae Historica. Legum sectio IV. Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, Tom. VI, 2: Dokumente zur Geschichte der deutschen Reiches und seiner Verfassung 1331-1335, Bearb. v. Ruth Bork u, a., München 1989-2014,（以下、MGH Const., 6, 2と略す）, Nr. 263, "... concordiam et conposicionem amicabilem inter vos habitam et initam valde gratam et acceptam habentes imperiali nostra clemencia presenti scripti patrocinio roboramus.". ごく短い内容であり、和解証書の挿入などもない。印章の大小も確定できない。

（68）Bernhard Mohr, Die äußere Politik des Fuldaer Abtes Heinrich VI. von Hohenberg (1315-1353), Marburg 1928, S. 65-81. フルダ修道院長ハインリヒ（六世）・フォン・ホーエンベルクについては、Konrad Lübeck, Die Fuldaer Äbte und Fürstäbte des Mittelalters. Ein geschichtlicher Überblick, (Veröffentlichung des Fuldaer Geschichtsvereins, 31), Fulda 1952, S. 219-231; Josef Leinweber, Die Fuldaer Äbte und Bischöfe, Frankfurt am Main 1989, S. 83-87 も参照。

（69）UR5, Nr. 156.

（70）B. Mohr, a. a. O.（注68）, S. 74.

（71）UR5, Nr. 162-164, 173; B. Mohr, a. a. O.（注68）, S. 73 f.

（72）UR5, Nr. 187; K. Lübeck, a. a. O.（注68）, S. 224-227.

（73）UR5, Nr. 183; MGH Const., 6, 2, Nr, 363, "... mit unserm guten willen, wizzen und gunst geschehen ist ...".

（74）UR5, Nr. 260; Monumenta Germaniae Historica. Constitutiones et acta publica imperatorum et regum, Tom. VII, 1: Dokumente zur Geschichte der deutschen Reiches und seiner Verfassung 1336-1339, Bearb. v. Michael Menzel, Wiesbaden 2013,（以下、MGH Const., 7, 1と略す）, Nr, 23; Karl Weller (Hg.), Hohenloisches Urkundenbuch, Bd. 2: 1311-1350, Stuttgart 1901, Nr. 500, "... mit unserm guotem gunst und willen geschehen sind ...".

（75）UR5, Nr. 421, "... daz diu taegedinge, die wir von der edeln Agnessen wegen ... getan haben ...". ルートヴィヒ四世の腹心であったハイフェン伯ベルトルトについては、Marusia Serck, Berthold von Neuffen im Dienst Ludwigs des Bayern, (Diss. Phil., Freiburg), Freiburg 1936.

（76）UR5, Nr. 258; MGH Const., 7, 1, Nr. 14, "... daz ist unser guot wille und gunst, und geheizzen ez ouch allez gancz, stet und unczerbrochen behalten.". 小印章が付されている。ルートヴィヒ四世のもとで下シュヴァーベンのランントフォークトとなったヴュルテンベルク伯ウルリヒについては、Hans-Georg Hofacker, Die schwäbischen Reichslandvogteien im späten Mittelalter, (Spätmittelalter und Frühe Neuzeit, Bd. 8), Stuttgart 1980, S. 214-218.

（77）UR5, Nr. 61.

（78）UR5, Nr. 175; MGH Const., 6, 2, Nr. 319.

（79）UR5, Nr. 161; MGH Const., 6, 2, Nr. 253.

（80）"... von unsern wegen ...".

（81）UR5, Nr. 269; Monumenta San-Ulriciana, (Monumenta Boica, Bd. 22), München 1814, Nr. 77; MGH Const., 7, 1, Nr. 103.

（82）UR5, Nr. 247.

（83）UR5, Nr. 343; MGH Const., 7, 1, Nr. 644. 小印章が付されている。

（84）UR5, Nr. 380; Karl Siegfried Rosenberger, Die Entwicklung des Rates von Schwäbisch Hall bis zum Jahre 1340 (mit Urkundenbeilage), in: Württembergisch Franken NF 30 (1955), S. 33-56, S. 52-54.

（85）UR5, Nr. 379. ヴュルテンベルク伯らの派遣に関しては、和解成立の更に三日前に出された皇帝からシュヴェービッシュ・ハル市への書簡も参照。UR5, Nr. 378; Josef Knöpfler, Die Reichsstädtesteuern in Schwaben, Elsaß und am Oberrhein zur Zeit Kaiser Ludwigs des Bayern. Mit einem Anhang ungedruckter Urkunden zur Geschichte der schwäbischen Städte zur Zeit Ludwigs des Bayern, in: Württembergische Vierteljahreshefte für Landesgeschichte, NF 11 (1902), S. 287-351, S. 348, Nr. 25. なお、このときの市内対立については、さしあたり、K. S. Rosenberger, a. a. O.（注84）, S. 45 ff. を見よ。

（86）UR5, Nr. 397.

（87）UR5, Nr. 530; K. Weller (Hg.), a. a. O.（注74）, Nr. 687. 十六世紀の写しでのみ伝わる。

（88）UR5, Nr. 516. 証書原文は K. Weller (Hg.), a. a. O.（注74）, Nr. 687に挿入されている。

（89）"... dorumb sie dann vor offt auff bede seitten vor uns in clageweiss gwesn sein und wir den genanten bischoff ine zu richter daruber geben haben, sie zu entrichten gutlich oder rechtlich in aller mass, als hetten wir das selbst getann ...".

（90）UR5, Nr. 292; MGH Const., 7, 1, Nr. 275. 印章はおそらく小印章が使われていた。

（91）UR5, Nr. 361, "... ad instanciam requisicionem dictum arbitrium nostra imperiali auctoritate approbavimus, confirmavimus ...". 証書全体の古い刊本として、Ludwig Baur, Beiträge zur älteren Geschichte der vormals freien Reichsstadt Wimpfen am Berg und des vormals adeligen Ritterstifts ad S. Petrum zu Wimpfen im Tal, in: Archiv für Hessische Geschichte 3, 1 (1842), S. 1-41, S. 35-39, Beilage C.

（92）UR5, Nr. 557a. もっとも、フーザー・フォン・ウルメン Huser von Ulmen やその他の者たちが当該レーンについてより強い権利を持つと主張するならば、皇帝のもとでそのことを証明することとされており、ゲアハルトの権利が確定したわけではなかった。

（93）UR5, Nr. 355; Monumenta San-Ulriciana（注81）, Nr. 83. なお、UR5, Nr. 230; Monumenta San-Ulriciana（注81）, Nr. 73も参照。

（94）ラント裁判所全般について、さしあたり、Friedrich Merzbacher, Art. Landgericht, in: HRG, 1. Aufl., Bd. 2, Berlin 1978, Sp. 1495-1501; Hubert Drüppel, Art. Landgericht, in: Lexikon des Mittelalters, Bd. 5, München-Zürich 1991, Sp. 1660-1661を参照。バイエルンにおける展開については、F. Merzbacher, a. a. O., Sp. 1496 f.; Wilhelm Volkert, Staat und Gesellschaft. Erster-Teil: Bis 1500, in: Andreas Kraus (Hg.), Handbuch der Bayerischen Geschichte, Bd. 2: Der Territorialstaat vom Ausgang des 12. Jahrhunderts bis zum Ausgang des 18. Jahrhunderts, 2. Aufl., München 1988, S. 535-624, S. 598 ff. ヴィッテルスバッハ家のバイエルン公支配下におけるランズベルクのラント裁判所については、Pankraz Fried und Sebastian Hiereth, Landgericht Landsberg und Pfleggericht Rauhenlechberg, (Historischer Atlas von Bayern, Teil Altbayern, Bd. 22), München 1971, S. 35 ff. の概観を参照。

（95）宮廷裁判所印章については、F. Battenberg, Hofgerichtssiegel（注3）; Ders., Hofrichter（注3）, S. 250.

（96）中世後期ドイツの皇帝・国王によって数多く与えられた裁判籍特権については、さしあたり、Friedrich Battenberg, Die Gerichtsstandsprivilegien der deutschen Kaiser und Könige bis zum Jahre 1451, (Quellen und Forschungen zur höchsten Gerichtsbarkeit im Alten Reich, Bd. 12), Teilbd. 1, Köln-Wien 1983（以下GSP, 1と略す）, S. 1-50; B. Diestelkamp, a. a. O.（注5）, S. 52-54; P. Oestmann, a. a. O.（注4）, S. 86-91 を参照。日本語文献として、田口正樹「中世後期ドイツの国

王裁判権と裁判籍特権・序説――一三世紀後半を中心に」『法制史研究』五二号（二〇〇三年）一一七－一四六頁。

(97) 宮廷裁判官とは別に、そのときどきに支配者に委任されて法廷を主催した、国王に代わる裁判官については、F. Battenberg, Hofrichter(注3), S. 248 f. ルートヴィヒ四世時代の宮廷裁判官および皇帝・国王に代わる裁判官について概括的には、UR5, S. XVII ff.

(98) UR5, Nr. 5; Jacob Schwalm, Reise nach München und Coblenz im Sommer 1897, mit Beilagen, in: Neues Archiv der Gesellschaft für ältere deutsche Geschichtskunde 23 (1898), S. 667-687, S. 678 f., Nr. 9, "... daz si nieman beclagen soll unde si ouch nieman vor keim werltlichem gerihte antwurten sulen, denne vor minem herren dem vorgeschriben kunge unde vor irem schůltheisse in der stat ze Rothembůrg ... swer daruber uf si unde uf der bůrger keinen von Rothembůrg claget oder geclaget hete vor keim andern werltlichem gerihte, denne vor mins herren des kunges gerihte oder vor irem schůltheisse ze Rothembůrg ...".

(99) GSP, 1, Nr. 297; Friedrich von Weech (Bearb.), Sechzig Urkunden Kaiser Ludwigs des Bayern, in: Oberbayerisches Archiv für vaterländische Geschichte 23 (1863), S. 143-214, S. 148f., Nr. 3, "... coram nullo iudicio seu iudice quocumque nomine censeantur super quamcunque causa nisi infra muros oppidi Rothemburgensis coram judice suo debeant stare iuri, nec alibi teneantur alicui respondere ... ".

(100) GSP, 1, Nr. 61 (MGH Const., 3, Nr. 650), 155, 181, 216.

(101) UR5, Nr. 346; J. Schwalm, a. a. O.(注98), S. 685 f., Nr. 14, "... uf keynem andern werltlichen gerihte, dann vor irm rihtter in der stat zu Rothenburg ...".

(102) GSP, 1, Nr. 383; F. v. Weech, a. a. O.(注99), Nr. 14; MGH Const., 6, 2, Nr. 117, "... daz si nieman ... usze der stat zu Rotenburg fur deheinen werltlichen rihtere, wie er geheizzen sie, noch fur unser selbes hofgerihte danne alleine fur irn rihtere in der stat uf deheinen werltlichem gerihte geladen noch geklagen sulle oder muge ...". ただし皇帝自身が都市および市民に対して要求する場合には、皇帝および宮廷裁判所への召喚と訴えが可能とされた。" ... oder wir oder unser nachkumen an dem Riche von unsern oder dez Riches wegen hintze in gemeinlichen oder besunderlichen ihtes zu sprechen oder zu vordern heten oder gewunnen. Dor umbe mugen wir oder unser nachkumen sie fur uns und unser

hofgerihte geladen und beklagen. ...". なお、GSP, 1, Nr. 383a, 384; MGH Const., 6, 2, Nr. 118, 119も参照。

(103) UR5, Nr. 539.

(104) このとき直接提示されたのは、一三三六年一〇月の皇帝ルートヴィヒ四世の証書であった。UR5, Nr. 539, Anm. 1. それに先行する証書は、GSP, 1, Nr. 4（偽造）, 156, 203.

(105) GSP, 1, Nr. 302;Johann Christian Lünig (Bearb.), Des Teutschen Reichs-Archivs partis specialis IV. und letzter Continuation II. Theil, Leipzig 1714, S. 614. またGSP, 1, Nr. 238; J. Ch. Lünig (Bearb.), S. 613も参照。

(106) UR5, Nr. 534.

(107) グライスバッハのラント裁判所については、Wilhelm Kraft, Gau Sualafeld und Grafschaft Graisbach, in: Jahrbuch für fränkische Landesforschung 13 (1953), S. 85-127; Gerhard Hirschmann, Eichstätt. Beilngries-Eichstätt-Greding, (Historischer Atlas von Bayern, Teil Franken, Reihe 1, Heft 6), München 1959, S. 26 f.; W. Volkert, a. a. O.(注94), S. 608 を参照。一三四二年には、グライスバッハ伯家の断絶により、伯家の所領も含めてヴィッテルスバッハ家の支配下に入った。中世後期の同伯家とその遺産のバイエルン公への帰属については、Wilhelm Kraft, Gau Sualafeld und Grafschaft Graisbach, in: Jahrbuch für fränkische Landesforschung 8/9 (1943), S. 110-175, S. 164-172.

(108) UR5, Nr. 188. 証書はオリジナルでなく一八世紀の写しでのみ伝わる。

(109) ローテンブルクの市参事会員であったハインリヒ・フェッターは、一三四〇年にはフランケンのラントフリーデで平和委員会委員の職をつとめ、カール四世治世においても宮廷と緊密な関係を持った。Ludwig Schnurrer, Die Reichsstadt Rothenburg im Zeitalter Karls IV. 1346-1378, in: Blätter für deutsche Landesgeschichte 114 (1978), S. 563-612, S. 610-612を参照。

(110) UR5, Nr. 529, "... das solt man vor dem hofgeriht billich bestetigen und ervollen, daz es fuerbaz staet belib und craft und maht het ...".

(111) GSP, 1, Nr. 384, "... alles das, daz man vor irme lantgerichte zu R. erclaget und erlanget, daz man yn das bestetigen sol von unserm hoffgerichte also, das es macht und crafft haben sol allen den, die es von yres lantgerichtes wegen vordernt mit den lantgerichts briefen, wann wir wol erfaren und erforscht haben, das wir es wol getun mogen, wann sie von alter

her von des richs wegen dieselben recht lang gehabt haben und auch dasselbe lantgerichte von dem riche der gat ...".

(112) UR5, Nr. 507, "... alles das, daz man vor irem lantgeriht ze Roetenburch erclagt oder erlangt, daz man in daz bestaetigen sol vor unserm hofgeriht, also, das es craft und maht haben soll allen den, die es von ires lantgerihts wegen vordernt mit des lantrihters briefen ...". この証書には、通常の国王印章でなく、宮廷裁判所の印章が付されている。

(113) このような、いわゆる皇帝ラント裁判所 Kaiserliches Landgericht について全般的には、F. Merzbacher, a. a. O.(注94), Sp. 1499. 国王領ないしその管理単位であったラントフォークタイの裁判所に由来する場合と、王権とレーン関係にあったグラーフの裁判所に由来する場合の二系統があったとされる。更に、Hans Erich Feine, Die kaiserlichen Landgerichte in Schwaben im Spätmittelalter, in: Zeitschrift der Savigny-Stiftung für Rechtsgeschichte, Germanistische Abteilung,（以下 ZRG GA と略す）66 (1948), S. 148-235 を参照。

(114) ローテンブルクのラント裁判所については、Theodor E. Mommsen, Die ältesten Rothenburger Königsurkunden. Ein Beitrag zur Geschichte des Landgerichts und der Landvogtei in Rothenburg von Rudolf I. bis zu Ludwig dem Bayern, in: Zeitschrift für bayerische Landesgeschichte 10 (1937), S. 19-64; H. E. Feine, a. a. O.(注113), S. 223; Hermann Schreibmüller, Das Rothenburger Landgericht und sein Achtbuch, in: Ders., (zusammengestellt und eingeleitet von Günther Schuhmann), Franken in Geschichte und Namenwelt. Ausgewählte Aufsätze zum 80. Geburtstage des Verfassers, Würzburg 1954, S. 45-52 (zuerst 1951) ; Friedrich Merzbacher, Iudicium Provinciale Ducatus Franconiae. Das Kaiserliche Landgericht des Herzogtums Franken - Würzburg im Spätmittlelalter, München 1956, S. 32-37. 裁判所の盛期は一三四〇年代であり、伝存するアハト台帳 Achtbuch ないしラント裁判所台帳 Landgerichtsbuch は広い範囲に及んだ活動をうかがわせるが、一四世紀後半には本文で述べたようなヴュルツブルク司教の圧力によって衰退に向かった。一四世紀後半の同裁判所について、L. Schnurrer, Reichsstadt(注109), S. 580 ff. なお、この裁判所のアハト台帳ないしラント裁判所台帳は、この種のもので伝存する中では最古のもので、記載はルードルフ一世の特権状の日付と同じく一二七四年五月一〇日から始まっており、一二七四年から一三〇四年のものと、一三一〇年から一三五年のものが伝わる。前者には一一九一年三月一一日から一二九三年五月一五日までの欠落がある。H. Schreibmüller, a. a. O., S. 46, 50. ルートヴィヒ・シュヌラーにより史料編纂が試みられていたようであるが（Karl Borchardt und Ekkehart Tittmann, Städte, Regionen, Vergangenheiten. Beträge für

Ludwig Schnurrer zum 75. Geburtstag, (Quellen und Forschungen zur Geschichte des Bistums und Hochstifts Würzburg, Bd. 59), Würzburg 2003, S. 8)、その後公刊されていない。

(115) GSP, 1, Nr. 61; MGH Const., 3, Nr. 650. 更に、その後の皇帝・国王による確認としてGSP, 1, Nr. 155, 181, 216, 383a も参照。

(116) MGH Const., 3, Nr. 650, Art. 3, "Insuper de iudicio terre, quod centa vulgariter nuncupatur, mandamus et volumus, quod secundum antiquam et approbatam consuetudinem hactenus observatam in iuris sui robore et rigore de cetero teneatur.".

(117) Ebenda, Art. 4, "Adicimus eciam hiis premissis, quod si quem de civitate predicta proscribi contigerit, sua debeat regie vel imperatorie curie denunciari proscripcio, ut registri memorialibus inscribatur, non restituendus regalis aut imperatorie beneficio largitatis, nisi absolvatur in loco, ubi primitus est proscriptus.".

(118) GSP, 1, Nr. 297; F. v. Weech (Bearb.), a. a. O.(注99), S. 148 f., Nr. 3, "Statuimus insuper et volumus, ut ipsi cives in Rothemburg vacante imperio judicium provinciale, quod in partibus ibidem haberi consuevit in loco ad hoc antiquitus specialiter deputato usque ad futuri regis creacionem debito solitoque more sine cuiuslibet impedimento libere teneant et valeant exercere.".

(119) 一二三三年五月に、ローテンブルクに滞在中のルートヴィヒ四世のもとへ、ローテンブルクの女性市民ヴェルントルート・ハイン Werntrud Hein が、騎士ルーポルト・ヴェルレント・フォン・インゲルフィンゲン Lupold Werlent von Ingelfingen らが彼女とその夫にあるホーフを売却したことを記した証書と、ハインリヒ・フォン・ゼルデネック Heinrich von Seldeneck らが出した和解証書を提示して、皇帝による確認を得ている。皇帝はあわせてローテンブルクのラントフォークトと市民にハインのための保護を命じている。証書自体の挿入はなく、印章は小印章であったと思われるが、確実でない。UR5, Nr. 194; MGH Const., 6, 2, Nr. 428. 女性市民を受益者とする宮廷における非訟事案で、この時期としては珍しいケースであるが、国王裁判権とローテンブルク市との特に密接な関係から、説明できるであろう。ハインはローテンブルクのラント裁判所で確認を得る代わりに、ちょうど滞在していた皇帝から確認を得たのではないかと思われる。この事案については、田口、前掲（注1）、一三頁でも触れた。

(120) フランケン公としてのヴュルツブルク司教のもとにあったヴュルツブルクのラント裁判所については、F. Merzbacher,

Iudicium（注114）を参照。ローテンブルクのラント裁判所との競合関係については、Ebenda, S. 32-37; Ludwig Schnurrer, Rothenburg und das Hochstift Würzburg im Spätmittelalter, in: Würzburger Diözesangeschichtsblätter 37/38 (1975), (=Kirche und Theologie in Franken. Festschrift für Theodor Kramer), S. 485-509, S. 491 ff.

（121）F. Merzbacher, Iudicium（注114）, S. 35; L. Schnurrer, a. a. O.（注120）, S. 493. そのような証言を伝える文書の一つとして、Monumenta Germaniae Historica, Constitntiones et acta publica imperatorum et regum,Tom. VIII, Hg. v. Karl Zeumer und Richard Salomon, Hannover 1910-1926, Nr. 160, "... daz man zu Rotenburg uff dem lantgerihte alle zu geriht hot mit oht und mit anleitt, als man ietzunt do pfligt zu rihten, als verre daz bistume zu Wirtzeburg get.".

本稿は科学研究費補助金（課題番号：16H03535）による研究成果の一部である。